

令和 7 年度 神河町一般廃棄物処理実施計画

1. 基本事項

(1) 本計画の位置付け

この実施計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 6 条第 1 項及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和 46 年厚生省令第 35 号）第 1 条の 3 の規定に基づき、単年度ごとの事業計画を定めるものである。

(2) 計画区域及び計画期間

ア. 計画区域

神河町

イ. 計画期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

2. ごみの排出抑制及び資源化への方策

- (1) 家庭用生ごみ処理容器購入費助成事業の実施
- (2) 資源ごみ集団回収運動奨励金交付事業の実施
- (3) ごみ収集カレンダーの作製及び配布
- (4) 指定ごみ袋制度
- (5) 住民に対する広報及び啓発活動

3. 排出予定数量

ごみ処理予定数及びし尿処理予定数は以下の通りである。

ごみ処理予定数 2,625 トン

し尿処理予定数 8,900 k L

※ごみ、し尿とも総量。内訳については「5. ごみ処理実施計画」を参照のこと。

4. 処理主体

(1) 収集及び運搬

区分	事業者等名	排出者
委託 (中播北部行政事務 組合からの委託)	株式会社川上建設	住民(一般家庭)
許可 (ごみの収集及び運 搬)	株式会社松井環境 有限会社クリーン山田 橋本株式会社 有限会社澤田紙業 誠光産業有限会社 株式会社カンキョウ 株式会社タイヨー環境 サービス 北山産業株式会社 株式会社片岡建設	住民(一般家庭) 事業者
自己搬入	住民(一般家庭) 事業者	住民(一般家庭) 事業者

(2) ごみの処理

廃棄物の種類	中間処理	
	主体	処理方法
可燃ごみ	中播北部クリーン センター	委託処理又は資源化等
不燃ごみ	中播北部クリーン センター	破碎・選別後民間事業者 へ引渡し
粗大ごみ	中播北部クリーン センター	
有害ごみ	中播北部クリーン センター	民間事業者へ引渡し
リサイクル品	中播北部クリーン センター	選別・圧縮後民間事業者 へ引渡し
古紙等(集団回収)	ー	民間事業者へ引渡し

5. ごみ処理実施計画

(1) ごみの収集及び運搬、処理計画

ア. 収集区域、収集回数及び収集方法

収集区域は神河町全域とし、収集回数及び収集方法は以下の表のとおりとする。

①家庭系ごみ

廃棄物の種類		形態	収集回数
燃えるごみ		—	週2回
燃えないごみ	塩ビ製品	委託	月1回
	金属・小型電化製品	委託	月2回
	ガラス・瀬戸物	委託	月2回
	有害ごみ	委託	月1回
リサイクル品	布類・衣類	委託	月1回
	古紙	委託	週1回
	飲料缶・飲料びん	委託	月2回
	容器包装プラスチック	委託	月2回
	容器包装の紙	委託	月1回
	ペットボトル	委託	月1回
粗大ごみ		直接搬入	月～金
ブロック・瓦等瓦礫類		直接搬入	水

②事業系ごみ

廃棄物の種類	区分	収集回数
燃えるごみ	許可業者（戸別収集） ・直接搬入者	随時
燃えないごみ	//	//
リサイクル品	//	//
粗大ごみ	//	//

イ. ごみステーションの位置と数量

神河町の一般家庭からのごみの排出方式及び収集方式はステーション方式とし、ステーションの設置数量は次表のとおりとする。

区名	箇所数	区名	箇所数
新田	5	新野	5
作畑	4	野村	6
大畑	10	比延	4
越知	12	寺前	12
岩屋	8	鍛冶	7
根宇野	9	大河	6
山田	8	上岩	3
中村	12	高朝田	7
栗賀町	6	宮野	4
福本	16	南小田	6
貝野	3	上小田	10
寺野	7	川上	7
柏尾	6	大川原	3
加納	4	本村	5
東柏尾	5	赤田	2
吉富	13	重行	1
杉	8	為信	2
大山	5	峠	1
猪篠	11	栗	7
しんこうタウン	1	湊	2

ウ. 収集地区区分と収集日

	神河町Ⅰ	神河町Ⅱ	神河町Ⅲ	神河町Ⅳ
	新田, 作畑, 大畑, 越知, 岩屋, 根宇野, 山田, 中村, 栗賀町	福本, 貝野, しんこうタウ ン, 寺野, 柏尾, 東柏尾, 吉富, 杉, 大山, 猪篠	新野, 野村, 比延, 上岩, 高朝田, 宮野, 南小田, 上小 田	寺前, 鍛冶, 大河, 川上, 大川原, 本村, 赤田, 重行, 為信, 峠, 栗, 刈
燃えるごみ	月・木	火・金	火・金	月・金
塩ビ製品	第4水曜日	第1水曜日	第3木曜日	第4木曜日
金属・小型電 化製品／ ガラス・瀬戸 物	第2・4火曜 日	第2・4月曜 日	第2・4月曜 日	第2・4火曜 日
有害ごみ	第2水曜日	第3水曜日	第1水曜日	第2木曜日
飲料缶・飲料 びん	第1・3水曜 日	第2・4水曜 日	第2・4木曜 日	第1・3木曜 日
ペットボトル	第4水曜日	第1水曜日	第3木曜日	第4木曜日
容器包装のプ ラスチック	第1・3・5 火曜日	第1・3・5 月曜日	第1・3・5 月曜日	第1・3・5 火曜日
衣類・布類	第2水曜日	第3水曜日	第1水曜日	第2木曜日
古紙	木曜日	金曜日	金曜日	月曜日
容器包装の紙	第1金曜日	第2木曜日	第1水曜日	第2水曜日
粗大ごみの有 料戸別収集	第1・3月曜日			

エ. ごみの発生量及び処理量の見込み

区分	廃棄物の種類		収集量（トン）
計画収集	燃えるごみ		1,345
	燃えないごみ	塩ビ製品	10
		金属・小型電化製品, ガラス・瀬戸物	59
		有害ごみ	3
	リサイクル品	飲料缶・飲料びん	58
		ペットボトル	10
		容器包装のプラスチック	25
		衣類・布類	43
		古紙	80
		容器包装の紙	10
	粗大ごみ		1
計画収集計		1,644	
直接搬入	燃えるごみ		700
	燃えないごみ	塩ビ製品	3
		金属・小型電化製品 ガラス・瀬戸物	37
		有害ごみ	-
	リサイクル品	飲料缶・飲料びん	2
		ペットボトル	1
		容器包装のプラスチック	1
		衣類・布類	13
		古紙	8
		容器包装の紙	1
	粗大ごみ		215
	瓦礫類		-
	直接搬入計		981
合 計			2,625

(2) 粗大ごみの有料戸別収集

粗大ごみを自らクリーンセンターに持ち込むことができない高齢者及び障がい者の世帯に対して有料にて戸別に収集を行う。

(3) 中間処理計画

ア. 一般廃棄物の中間処理

神河町、市川町から排出される可燃ごみ、不燃ごみ及び粗大ごみについては、事務の委託に基づき、中播北部クリーンセンターで処理を行うとともに、ごみの受け入れ基準及び運転計画により適正で効率的な処理を行う。

可燃ごみはR D F 化（燃料化）し、契約業者へ引き渡す。不燃ごみや粗大ごみ、リサイクル品は、リサイクルプラザにて選別・圧縮処理等を行った後、民間事業者へ直接引き渡すことによる民間事業者の活用を行い、再資源化及び適正処理を行う。ただし、資源化できないもののうち、可燃性のものはR D F 化する。

なお、R D F 化・破碎・選別処理後の不燃物については、契約業者へ引き渡す。

イ. 中間処理施設

①中間処理を行う施設

区分	施設名
燃えるごみ	中播北部クリーンセンター
燃えないごみ	
粗大ごみ	
し尿及び浄化槽汚泥	中播衛生センター

②施設の概要

施設名	中播北部クリーンセンター	
所在地	神河町福本 1247 番地の 60	
施設の種類	固形燃料化施設	リサイクルプラザ
処理方式	ごみ燃料化（R D F）方式	選別、圧縮梱包、その他
処理能力	27 トン／日 （1 日 8 時間運転） ※R D F 製造量（約 12.6 トン／日）	10 トン／日 （1 日 5 時間運転）

ウ. 資源化計画

中播北部クリーンセンターにて下記の間処理後、資源化又は最終処分を行う。

廃棄物の種類		再資源化の方法等
燃えるごみ		固形燃料化施設でR D F化する。
燃えないごみ	塩ビ製品	取引業者に引き渡す。
	金属・小型電化製品	リサイクルプラザで破砕、選別処理後圧縮し、取引業者に有償で引き渡す。
	ガラス・瀬戸物	リサイクルプラザで破砕、選別処理後、ストックヤードで保管し、取引業者に引き渡す。
	有害ごみ	蛍光灯はリサイクルプラザで破砕処理し取引業者に引き渡す。電池類は取引業者に引き渡す。
リサイクル品	衣類・布類	衣類引取業者へ有償で引き渡す。もしくは、リサイクルプラザで裁断後R D F化する。
	缶類	リサイクルプラザで選別、圧縮後、取引業者に有償で引き渡す。
	ビン	無色、茶色、その他の3色に選別後、指定法人に引き渡す。
	容プラ	リサイクルプラザで圧縮梱包後、指定法人に引き渡す。
	ペットボトル	リサイクルプラザで圧縮梱包後、取引業者に有償で引き渡す
	紙類、古紙	保管後、古紙業者に有償で引き渡す。
粗大ごみ		内容物によりリサイクルプラザで破砕・選別・再生修理後、資源化できるものは民間事業者へ引き渡し、資源化できないもののうち可燃性のものはR D F化する。

資源化対象のごみは、燃えるごみ、容器包装以外のプラスチック、飲料缶・飲料びん、ペットボトル、容器包装のプラスチック、衣類・布類、古紙、容器包装の紙、粗大ごみの破碎処理後の資源化できる部分で予想量は次の通りである。

廃棄物の種類	予想量（トン）
燃えるごみ 容器包装以外のプラスチック	2,515
飲料缶・飲料びん	32
ペットボトル	19
容器包装のプラスチック	28
衣類・布類	103
古紙	209
容器包装の紙	20
合計	2,926

（４）最終処分計画

神河町内で行われる建設工事により発生した土砂を一か所につき1,000Kg 以内で次の処分場にて受け入れる。

最終処分場の概要

施設名		神河町建設残土砂等処分場
所在地		神河町鍛冶 108 番地 他
稼働開始		平成 11 年 4 月 1 日
埋立処分場	埋立容量	129, 620 m ³
	埋立対象物	家屋の解体に伴うもの、 建設工事に伴うもの

6. 生活排水処理実施計画

（１）生活排水処理計画

ア	下水道で処理する人口	2,209 人
イ	し尿収集人口	96 人
ウ	浄化槽処理人口	850 人
エ	農業集落排水施設処理人口	5,984 人
オ	コミュニティプラント処理人口	917 人

(2) し尿・汚泥の処理計画（収集運搬計画）

ア. 収集・運搬する廃棄物の量

①し尿	100 k L
②浄化槽汚泥	8,800 k L

イ. 収集区域の範囲

神河町全域

ウ. 収集回数

随時

エ. 収集方法

①し尿

中播衛生施設事務組合からの委託業者が随時収集・運搬する。

委託業者：橋本株式会社

②浄化槽汚泥（許可業者（浄化槽汚泥に限る））

各許可業者（浄化槽汚泥に限る）が随時収集・運搬する。

許可業者：橋本株式会社、株式会社S I C、西播環境整備株式会社、
株式会社大洋、株式会社カンキョウ

(3) 中間処理計画

ア 処理方法

中播衛生センターにて処理する。

イ し尿及び浄化槽汚泥処理施設

施設名	中播衛生センター
所在地	福崎町南田原 457
施設の種類	し尿処理施設
処理方式	浄化槽汚泥対応型膜分離高負荷生物脱窒素処理方式 + 活性炭吸着
処理能力	し尿 14kL／日 浄化槽汚泥 81kL／日